

第七七回

参考第七号

中小企業省設置法（案）

（目的）

第一条 この法律は、中小企業省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、中小企業省を設置する。

2 中小企業省の長は、中小企業大臣とする。

（任務）

第三条 中小企業省は、中小企業の振興及びその従事者の経済的社会的地位の向上を図り、経済社会の均衡ある発展に寄与するため、中小企業の育成及び発展に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

（所掌事務及び権限）

第四条 中小企業省の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 中小企業の育成及び発展を図るための基本となる政策及び計画を決定し、及び推進すること。

二 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の施行に関する事務を処理すること。

三 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の施行に関する事務を処理すること。

四 中小企業振興事業団を監督すること。

五 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）による中小企業退職金共済事業に関する事務を行うこと。

六 中小企業の従事者の福祉の増進を図ること。

七 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）の施行に関する事務を処理すること。

八 中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十一年法律第 号）の施行に関する事務を処理すること。

九 前二号に掲げるもののほか、中小企業者の事業分野の確保に関する事務を行うこと。

十 中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）の施行に関する事務を処理すること。

十一 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の施行に関する事務を処理すること。

- 十二 中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八号）の施行に関する事務を処理すること。
- 十三 國際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十四号）の施行に関する事務を処理すること。
- 十四 中小企業指導法（昭和三十八年法律第百四十七号）の施行に関する事務を処理すること。
- 十五 中小企業者の依頼に応じ、その経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な勧告を行うこと。
- 十六 中小企業に有益な技術及び経営方法等の奨励及び指導を行うこと。
- 十七 中小企業に係る製品又はその製法等を展示紹介すること。
- 十八 中小企業の生産に係る特產品の品質の維持及び改善、需要の開拓等のための指導及び助成を行うこと。
- 十九 中小企業に係る製品の輸出の奨励及び指導を行うこと。
- 二十 中小企業に係る製品の輸出の増大を図るための海外市場の調査及び開拓並びに普及宣伝の指導及び助成を行うこと。
- 二十一 中小企業に対する資金の融通をあつせんすること。
- 二十二 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の施行に関する事務を処理すること。
- 二十三 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の施行に関する事務を処理すること。
- 二十四 中小企業投資育成株式会社を監督すること。
- 二十五 商工組合中央金庫を監督すること。
- 二十六 中小企業金融公庫を監督すること。
- 二十七 中小企業信用保険公庫を監督すること。
- 二十八 商工会の組織等に関する法律（昭和三十五年法律第八十九号）の施行に関する事務を処理すること。
- 二十九 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の施行に関する事務を処理すること。
- 三十 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の施行に関する事務を処理すること。
- 三十一 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の施行に関する事務を処理すること。
- 三十二 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の施行に関する事務を処理すること。
- 三十三 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一号）の施行に関する事務を処理すること。

三十四 小規模事業者生業安定資金融通特別措置法（昭和五十一年法律第 号）の施行に関する事務を処理すること。

三十五 国民金融公庫に関する事務を行うこと。

三十六 小売業を行う中小企業者相互間の競争の調整に関する事務を行うこと。

三十七 中小企業の経営に関する相談、中小企業に関する行政に関する苦情等につき必要な処理をし、又はそのあつせんをすること。

三十八 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報の収集、整理及び分析を行い、その結果を提供すること。

三十九 中小企業に対する金融制度、税制その他中小企業に關係がある経済問題に関し、調査研究すること。

四十 中小企業省の所管行政に関する広報を行い、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舎その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。

四十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき中小企業省に属させられた事務を行うこと。

2 中小企業大臣は、中小企業の育成及び発展を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は意見を述べることができる。

（内部部局）

第五条 中小企業省に、大臣官房及び次の四局を置く。

企画局

指導局

金融局

小規模企業局

2 大臣官房に、情報調査部を置く。

（大臣官房の事務）

第六条 大臣官房においては、第四条第一項第三十七号に掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く。）、同項第三十八号に掲げる事務、同項第三十九号に掲げる事務（金融局の所掌に属するものを除く。）、同項第四十号に掲げる事務、中小企業政策審議会の庶務に関する事務及び省務の総合調整に関する事務並びに他の局の所掌に属しない事務をつかさどる。

（企画局の事務）

第七条 企画局においては、第四条第一項第一号に掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く。）、同項第二号に掲げる事務（団体協約に関するものに限る。）、同項第三号に掲げる事務（安定事業、合理化事業及び特殊契約に関するものに限る。）並びに同項第四号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。

(指導局の事務)

第八条 指導局においては、第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事務（企画局の所掌に属するものを除く。）、同項第十四号から第十六号までに掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く。）並びに同項第十七号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。

(金融局の事務)

第九条 金融局においては、第四条第一項第二十一号から第二十七号までに掲げる事務及び同項第三十九号に掲げる事務（金融制度及び税制に関するものに限る。）をつかさどる。

(小規模企業局の事務)

第十条 小規模企業局においては、第四条第一項第一号及び第三十七号に掲げる事務（中小売業及び中小サービス業並びにこれら以外の小規模企業に関するものに限る。）、同項第十四号から第十六号までに掲げる事務（中小売業及び中小サービス業に関するものに限る。）並びに同項第二十八号から第三十六号までに掲げる事務をつかさどる。

(特別な職)

第十一條 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

(地方支分部局)

第十二条 中小企業省に、地方支分部局として、中小企業局を置く。

2 中小企業局は、中小企業省の所掌事務の一部を分掌する。

(中小企業局の名称、位置等)

第十三条 中小企業局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道中小企業局	札幌市	北海道
東北中小企業局	仙 台 市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東中小企業局	東 京 都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
中部中小企業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
近畿中小企業局	大 阪 市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
中国中小企某局	広 島 市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国中小企業局	高 松 市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州中小企業局	福 岡 市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2 中小企業局の内部組織は、中小企業省令で定める。

(附属機関)

第十四条 次の表の上欄に掲げる機関は、中小企業省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

種類	目的
中小企業安定審議会	商工組合及び商工組合連合会の安定事業及び合理化事業並びにこれらの総合調整に関する事業に関する重要事項を調査審議すること。
中央中小企業調停審議会	商工組合が締結する組合協約及び特殊契約に関する重要事項を調査審議すること。
中小企業近代化審議会	中小企業の近代化に関する重要事項を調査審議すること。
中央中小企業分野調整審査会	中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を行うこと。

2 中小企業安定審議会及び中央中小企業調停審議会については中小企業団体の組織に関する法律、中小企業近代化審議会については中小企業近代化促進法、中央中小企業分野調整審査会については中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律の定めるところによる。

附 則

- 1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。
- 2 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）は、廃止する。
- 3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十六条 第四十八条」を「第三十六条 第四十七条」に改め、「第三節 中小企業庁（第四十八条）」を削り、「第四十九条」を「第四十八条」に改める。
第三条第九号を次のように改める。

九 削除

第四条第一項第五十号を次のように改める。

五十 削除

第二十七条第十七号を次のように改める。

十七 削除

第三十六条中「、特許庁及び中小企業庁」を「及び特許庁」に改める。

第三章第三節を削る。

第四章中第四十九条を第四十八条とする。

- 4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理 由

中小企業の育成及び発展に関する行政を総合的に推進するため、中小企業庁を中小企業省に改組する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。